

(仮称) 旭川市パートナーシップ宣誓の取扱いに関する要綱記載事項 (案)

1 記載事項

項目	内 容	考 え 方
趣旨	制度の趣旨を説明	旭川市が、性的マイノリティへの支援を通じて目指す社会の姿を提示する。
定義	(1) 性的マイノリティ (性的少数者) (2) パートナーシップ (3) 宣誓	
宣誓の対象者	(1) 両方が成年に達していること。 (2) 少なくとも一方が市内に住所を有する又は市内への転入を予定していること。 〈一方以上が住民〉 江別・函館・北見・苫小牧・北斗 〈両方とも住民〉 札幌・帯広・岩見沢 (3) 両方とも配偶者やパートナーシップの関係の者がいないこと。 (4) 両方が民法で婚姻することができないとされている者同士の関係にないこと。 ただし養子縁組による関係を除く。	(1) 自身の決定に責任と正当な判断ができる年齢以上の者を対象とする。 (2) 事情により同居が叶わない場合も想定されるため、一方以上の居住を要件とする。 (3)(4) 当人同士の関係が婚姻と類似するため、関係の重複と近親者間の関係を除外する。
宣誓の方法	必要書類(※)を持参し、市職員の面前で両者揃って宣誓書に記載。 ※現住所又は転入予定の事実がわかる書類・配偶者がいないことを証明する書類	プライバシー保護に配慮し予約制とする(個室対応)。
本人確認	個人番号カード・旅券・運転免許証 その他官公署が発行した顔写真付免許証・許可証・登録証明証	
通称名の使用	宣誓においては戸籍上の氏名と併せて通称名を用いることができる。 ※日常生活で通称名を使用していることが確認できる書類の提出を求める。	戸籍上の性別と異なる性自認を持つ申請者については、通称名の使用も認める。
受領証等の交付	宣誓をした両者に対しパートナーシップ宣誓受領証等を交付する。 ・宣誓書写し ・宣誓受領証 ・受領証カード	宣誓したことを証明する受領証の発行と併せて、希望者には日常的に提示しやすいカードの交付を行う。
受領証等の再交付	紛失・毀損等により再交付を希望した場合は、再交付を申請することができる。 ※毀損の場合は発行済みの受領証等との引き換えとし、本人確認を行う	
受領証等の返還	宣誓の対象要件に該当しなくなった場合は、宣誓受領証等の返還を求める。 (1) パートナーシップが解消されたとき (2) 宣誓者の一方が死亡したのちに、新たな者とのパートナーシップを宣誓するとき。 (3) 居住要件が該当しなくなったとき	関係や登録の重複、効果の範囲を超えた使用を避けるため、要件に該当しなくなった場合には宣誓受領証等の返還を求める。 (2) 死亡後の手続等に配慮。

項目	内容	考え方
自治体間連携	パートナーシップ制度の相互利用や連携に係る協定等を締結している自治体間で転入・転出する場合は、既に受領している宣誓書等を転出先でも使用することができる。※要申請 〈道内導入済自治体〉R6.1月当初からの自治体間連携を予定 〈上川中部圏域内〉 同一の制度内容・運用方法で一体的に導入	〈道内導入済自治体〉 ・転居に伴う手続きの簡素化 〈上川中部圏域内〉 ・宣誓手続を圏域いずれの市町窓口でも可能とすることで、制度利用者のプライバシーと実用性を確保
宣誓書の保存	宣誓書の返還（片方の死亡・関係の解消・圏域からの転出）後10年間とする。 ※返還がない場合には、要件非該当と市長が認めてから10年間とする。 〈宣誓後10年間〉札幌・江別 〈返還後10年間〉北見・帯広・苫小牧・岩見沢	宣誓後10年間とした場合、10年を超えて関係が継続した場合に宣誓を証明することが不可となるため、返還（要件非該当）から10年間とする。
補則	要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、女性活躍推進部長が別に定める。	

2 記載検討事項

事項	内容	考え方
子に関する記載	宣誓者の一方又は双方と同居し、かつ生計を一にする未成年の子がいる場合、当該宣誓者が希望すれば、当該子との関係性を受領証に記載することができる。 ※関係や同居の事実、子の年齢が確認できる書類の提出が必要	道内自治体では、江別市・函館市・北斗市が採用 サービス等を受ける上で親子関係として認められる可能性がある。 （子の送迎など）
受領証等の変更	宣誓受領証の記載内容の変更が生じた場合は届出を受領した上で、変更後の記載内容の受領証を交付する。 (1) 戸籍上の改姓又は改名 ※戸籍抄本等の提出 (2) 住所変更 ※住民票等の提出	道内自治体では函館市・岩見沢市・北斗市が採用
宣誓の無効	宣誓者が虚偽その他不正な方法で受領証の交付を受けた場合や不正に使用した場合、転入予定者が転入しなかった場合の取消しや無効を規定	道内自治体では江別市・函館市・苫小牧市・北斗市が採用 誤解・不正・不測の事態に対応
個人情報の取扱い	提出された個人情報を個人情報保護法に基づき適切に取り扱うことを明記	道内自治体では江別市のみが要綱に記載
周知啓発	市民や事業者に対する周知啓発に努めることを明記	道内自治体では江別市・北見市・苫小牧市・岩見沢市が要綱に記載 制度自体は法的効果を持たず、社会理解が制度の効果に直結するため、自治体の意思表示として記載